

# 文教委員会資料②

## 2 所管事務の調査（報告）

### (2) 小児医療費助成制度の拡充について

資料1 小児医療費助成制度の拡充について

資料2 パブリックコメント手続資料

参考資料 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況

こども未来局

（平成30年6月18日）

# 小児医療費助成制度の拡充について

## 1 本市小児医療費助成制度の状況

●**制度趣旨**：小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

●**制度内容**：

年齢	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分(※1) (2割)	保険医療費の自己負担分(※1) (未就学2割、小学生3割(※2))	保険医療費の自己負担分(※1) (3割)
助成方法	現物給付	現物給付	償還払い
医療証	交付あり	交付あり	交付なし
所得制限	なし	あり	あり

※1 食事療養標準負担額を除く、高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成

※2 小学校4年生～6年生は、通院1回当たり500円を超えた額を助成(保護者が市民税所得割非課税の場合を除く)

●**所得制限**：1歳以上の場合、児童手当制度における所得制限限度額に準拠

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	630万円	668万円	706万円	744万円
収入額(目安)	833万円	875万円	917万円	960万円

●**制度拡充経過**

制度開始 昭和48年4月 乳児医療費助成制度の創設(0歳の入院・通院医療費助成、所得制限なし)

平成7年10月 小児医療費助成制度の創設(県の補助制度創設)

通院医療費助成対象年齢拡大		所得制限緩和	
平成7年10月	2歳児まで (入院：中学校卒業まで)	—	1歳以上(扶養人数0人：335.8万円)
平成11年1月	3歳児まで	平成9年7月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：335.8万円→480万円)
平成14年1月	4歳児まで		
平成17年1月	5歳児まで		
平成19年1月	小学校就学前まで	平成18年4月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：480万円→540万円)
平成24年9月	小学校1年生まで	平成24年6月	1歳以上を緩和 (扶養人数0人：540万円→630万円)
平成27年4月	小学校2年生まで		
平成28年4月	小学校3年生まで		
平成29年4月	小学校6年生まで		

## 2 総合計画における位置付け

子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して医療を受けられる環境づくりを推進

●第1期実施計画(平成28～29年度)

- ・H28.4：通院対象年齢を小学校3年生まで拡大
- ・H29.4：通院対象年齢を小学校6年生まで拡大

●第2期実施計画(平成30～33年度)

- ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進

【近年の制度拡充の経過】

	H26	H27	H28	H29
助成対象年齢	小1まで	小2まで	小3まで	小6まで
人口	107,012人	120,029人	132,721人	169,430人
助成対象	90,582人	99,419人	107,987人	132,506人
予算額	3,732百万円	3,809百万円	4,078百万円	4,598百万円
決算額	3,607百万円	3,920百万円	3,890百万円	—

### 3 制度の運用状況等について

#### ●年齢別助成対象者について

- ・保護者の所得の増加により、**高学年になるにつれて助成対象外となる割合が増加する。**

#### ●入院医療費の状況について

- ・入院医療費の1レセプト（1月）当たりの総医療費は、就学前に比べ、就学後の方が、入院期間が長くなることにより大きくなっている。また、自己負担割合は、就学前の2割から就学後は3割に増加する。

- ・入院医療費の自己負担額は、本市助成実績の総医療費からの推計では、就学後では1レセプト当たり平均約14万円となり、通院医療費の平均約1,900円/月に比べ、高額な負担となる。

- ・他にも食事療養標準負担額（平均約8,000円/月）や保険医療費とならない差額ベッド代等の経済的な負担のほか、入院自体への不安や入院期間中の病院への往復や付き添いなど精神的な負担も伴うこととなる。

- ・健康保険制度では、自己負担額が一定額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給されるが、**所得制限により小児医療証が不交付となる所得階層では、高額療養費の自己負担限度額が、入院医療費の平均自己負担額よりも高く設定されており、急激に負担が生じる。**

◎年齢ごとの対象者数について(平成30年度見込)

	所得制限 後の対象 者数(※)	現行の助 成対象者 数	現行の助 成対象外 の人数	助成対象 外の割合
0歳	12,848	12,848		
1歳	14,171	12,747	1,424	10.0%
2歳	13,820	12,151	1,669	12.1%
3歳	12,827	10,983	1,844	14.4%
4歳	12,853	10,848	2,005	15.6%
5歳	12,545	10,454	2,091	16.7%
6歳	12,324	9,993	2,331	18.9%
小1	12,144	9,688	2,456	20.2%
小2	12,206	9,541	2,665	21.8%
小3	12,268	9,366	2,902	23.7%
小4	11,692	9,241	2,451	21.0%
小5	11,060	8,233	2,827	25.6%
小6	11,181	7,683	3,498	31.3%
合計	161,939	133,776	28,163	17.4%

(参考)入院のみ償還払いで助成

中学	33,543	21,733	11,810	35.2%
----	--------	--------	--------	-------

※人口から対象外者(生保・他制度対象者等)を除く

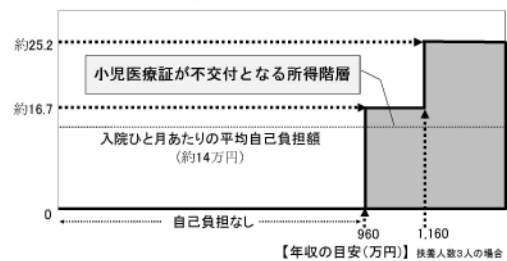
#### ・入院レセプト1件当たり医療費 (平成28年度実績)

年齢	総医療費(10割)①	負担割合②	自己負担額①×②
就学前	372,851円	2割	74,570円
就学後	469,773円	3割	140,932円

※ 高額療養費精算前の自己負担額

#### ◎本制度及び高額療養費制度による自己負担イメージ

【世帯毎のひと月の自己負担限度額(万円)】



### 4 制度拡充について

本制度については、全ての地方自治体において、地方単独事業により実施しているが、自治体間で対象年齢や所得制限・一部負担の有無など制度の内容が様々である。

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中で、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、安心して医療にかかることができる環境づくりが、子育ての大きな支援となっているなかで、これまでの制度拡充の経過や本市の子育て家庭を取り巻く状況を勘案し、次の観点を踏まえながら、**効果的な手法で子育て家庭の安心感を広げていく必要がある。**

#### ◎子育て支援施策を総合的に展開するなかでの本制度の拡充の在り方

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向け、出産・子育てから、青年期に至るまで、成長・発達の段階に即して、切れ目なく、効果的に子育て支援施策を推進する。

#### ◎持続可能な制度として安定的・継続的な運用の確保

#### ●入院医療費助成の所得制限の廃止

子どもの入院については、経済的にも精神的にも子育て家庭に与える負担が大きいことから、経済的な心配をすることなく、入院中の子どもと寄り添うことができる環境づくりを進めるため、**入院医療費助成の所得制限を廃止**する。

#### ●実施時期 **平成31年1月1日**

平成31年1月入院分を同年2月から区役所にて申請受付を開始し、償還払いの方法で助成を実施

- ・市民や医療機関等への周知や庁内のシステム改修期間等を確保した上で、早期の負担軽減を図る。
- ・税制度における医療費控除の対象期間（1月～12月）も考慮

●**拡充後の制度内容：** 下線は今回の拡充後の内容

年齢	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分(※1) (2割)	保険医療費の自己負担分(※1) (未就学2割、小学生3割(※2))	保険医療費の自己負担分(※1) (3割)
助成方法	現物給付	現物給付 <u>(※3)</u>	償還払い
医療証	交付あり	交付あり <u>(※3)</u>	交付なし
所得制限	なし	<u>あり(通院のみ)</u>	<u>なし</u>

※1 食事療養標準負担額を除く、高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成  
 ※2 小学校4年生～6年生は、通院1回当たり500円を超えた額を助成(保護者が市民税所得割非課税の場合を除く)  
 ※3 通院の所得制限を超過する場合は、医療証は交付せずに、入院医療費について償還払いにて助成

●**入院医療費の助成の増加見込件数 約2,150件 増加**

(※平成28年度入院助成件数 約10,500件) ⇒ **約12,650件**

●**事業費の増加見込額**

現行 ※平成30年度予算額 4,685,644千円(うち県補助金 585,991千円)

- ・**通年必要額 約1億円**
- ・**初年度必要額 約2千万円** 平成31年2月から申請受付開始(2か月分の医療費、システム改修経費等)

## 5 制度拡充のスケジュール

年度	平成30年度											平成31年度
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4～	
	文教委員会	パプコメの実施 6月20日～7月30日		第3回市議会定例会 条例改正議案 補正予算議案				入院所得制限廃止	入院医療費償還申請受付開始			
												市民・医療機関等への周知 庁内システムの改修等

## 6 他都市の状況(平成30年4月現在)

・指定都市(20市)

	対象年齢	所得制限	保護者の負担
通院	高校卒業	1市	制限あり★ 7市 負担あり★ 17市
	中学校卒業	10市	制限なし 13市 負担なし 3市
	小学校6年生★	7市	
	小学校3年生	1市	
	小学校1年生	1市	
入院	高校卒業	2市	制限あり★ 7市 負担あり 8市
	中学校卒業★	18市	制限なし 13市 負担なし★ 12市

・県内市町村(33市町村)

	対象年齢	所得制限	保護者の負担
通院	中学校卒業	19市町村	制限あり★ 17市町 負担あり★ 3市
	小学校6年生★	14市町	制限なし 16市町村 負担なし 30市町村
入院	高校卒業	1村	制限あり★ 19市町 負担あり -
	中学校卒業★	32市町	制限なし 14市町村 負担なし★ 33市町村

★は平成30年4月時点での川崎市の該当項目

## 小児医療費助成制度の入院医療費助成の所得制限の廃止について

### —市民の皆様からの意見を募集します—

安心して子育てできる環境づくりのため、小児医療費助成条例に基づき医療費助成を実施しています。子どもの入院については、経済的にも精神的にも子育て家庭に与える負担が大きいことから、経済的な心配をすることなく、入院中の子どもと寄り添うことができるよう、入院医療費助成の所得制限を廃止するため、本条例の改正に向けて、市民の皆様からの御意見を募集いたします。

#### 1 意見の募集期間

平成30年6月20日（水）から平成30年7月30日（月）まで

※郵送は当日消印有効。持参は7月30日（月）の17時15分までとします。

（郵送・持参先は4を参照してください）

#### 2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ、公文書館、各区役所市政資料コーナー、

支所・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館、分館）

こども未来局こども支援部こども家庭課

#### 3 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかにより、川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課までお寄せください。

- ◆ 電子メールは、川崎市ホームページ「意見募集（パブリックコメント）」にアクセスし、「意見を募集している政策等」から専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名（条例名）」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

#### 4 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課

電話 044-200-2695 FAX 044-200-3638

# 小児医療費助成制度の入院医療費助成の所得制限の廃止について

## 1 現行制度の助成範囲等

### (1) 制度の内容

年齢	0歳	1歳～小学校6年生	中学生
助成対象	入院、通院	入院、通院	入院のみ
助成範囲	保険医療費の自己負担分(※1) (2割)	保険医療費の自己負担分(※1) (未就学2割、小学生3割(※2))	保険医療費の自己負担分(※1) (3割)
助成の方法	現物給付(※3)	現物給付(※3)	償還払い(※4)
医療証	交付あり	交付あり	交付なし
所得制限	なし	あり	あり

※1 食事療養標準負担額を除く、高額療養費等の支給がある場合は、その支給額を差し引いて助成

※2 小学校4年生～6年生は、通院1回当たり500円を超えた額を助成（保護者が市民税所得割非課税の場合を除く）

※3 県内の医療機関等を受診した場合に、医療証を提示することで、原則として会計窓口での医療費の支払いが不要

※4 医療機関等を受診した場合に、いったん会計窓口で医療費の支払いをした後、助成の申請をして、払い戻し

### (2) 所得制限の内容

1歳以上の小児について、児童手当に準拠した所得制限があります。

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得限度額	630万円	668万円	706万円	744万円
収入額(目安)	833万円	875万円	917万円	960万円

## 2 改正の内容

現行制度では、0歳を除き1歳以上の小児について、児童手当に準拠した所得制限を設けており、申請者（保護者）の所得が限度額未満である場合、医療費助成の対象としています。

子どもの入院については、経済的にも精神的にも子育て家庭に与える負担が大きいことから、経済的な心配をすることなく、入院中の子どもと寄り添うことのできる環境づくりを推進するため、**入院医療費助成の所得制限を廃止**します。

これにより、**中学校卒業までの子どもが入院した場合の保険医療費の自己負担額(※)**について、**保護者の所得にかかわらず医療費助成の対象**となります。

※ 食事療養標準負担額を除く

また、御加入の健康保険等から高額療養費等の支給がある場合は、当該支給額を控除した額

## 3 施行日

平成31年1月1日

平成31年1月入院分を同年2月から区役所にて申請受付を開始し、償還払いの方法で助成を実施します。

小児医療費助成制度の医療費助成実施状況(通院)

1 指定都市(通院)

平成30年4月現在

都市名	助成対象年齢	所得制限	一部負担金	備考
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	0歳～小学校3年生:なし 小学校4年生以上:1回500円(調剤を除く) (市民税所得割が非課税の場合:なし)	
札幌市	0歳～小学校1年生	児童手当制度に準拠(新)	0歳～小学校1年生:初診時のみ医科580円、歯科510円	
仙台市	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	0歳～就学前:なし 小学生以上:初診時のみ500円(調剤を除く)	H29.10～ 小学校3年生→中学校卒業まで拡大 4歳～小学校就学前まで一部負担廃止
さいたま市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
千葉市	0歳～中学校卒業	なし	0歳～小学校3年生:1回300円(調剤を除く) 小学校4年生以上:1回500円(調剤を除く) (市民税所得割が非課税の場合:なし)	
横浜市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	0歳～小学校3年生:なし 小学校4年生以上:1回500円(調剤を除く) (市民税均等割が非課税の場合:なし)	
相模原市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	H30.10～ 小学校6年生→中学校卒業まで拡大予定 中学生以上:一部負担金導入予定
新潟市	0歳～小学校6年生 ※	なし	同一医療機関で月4回まで1日530円(調剤を除く)	※子ども3人以上の場合、高校卒業まで対象
静岡市	0歳～中学校卒業	なし	0歳:なし 1歳以上:1回500円(調剤を除く)	
浜松市	0歳～中学校卒業	なし	1回500円(調剤を除く)	
名古屋市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
京都市	0歳～中学校卒業	なし	0歳～2歳:1月1医療機関につき200円(調剤を除く) 3歳以上:1月1医療機関3,000円(調剤を除く、3,000円を超えたとき償還する)	
大阪市	0歳～高校卒業	0歳～小学生6年生:なし 中学生以上:児童手当制度に準拠(新)	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で月2日を限度(調剤を除く、1月2,500円を超えたとき償還する)	H29.11～ 中学校卒業→高校卒業まで拡大
堺市	0歳～中学校卒業	なし	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で月2日を限度(調剤を除く、1月2,500円を超えたとき償還する)	
神戸市	0歳～中学校卒業	なし	0歳～2歳:なし 3歳以上:1医療機関毎に1日上限400円(2割負担)を月2回まで(調剤を除く、3回目以降なし)	H29.7～ 所得制限を廃止
岡山市	0歳～小学校6年生	なし	0歳～就学前:なし 小学校1年生以上:1割負担(月上限44,400円)	
広島市	0歳～小学校3年生	児童手当制度に準拠(旧)	0歳～就学前:1日1,000円(調剤を除く、月2日まで) 小学生以上:1日1,500円(調剤を除く、月2日まで) 第三子以降の子ども及び保護者の所得金額が基準額未満の場合は、初診料算定時500円(調剤を除く、月4日まで)	
北九州市	0歳～小学校6年生	なし	0歳～2歳:なし 3歳～就学前:1医療機関ごと月600円(調剤を除く)(※) 小学生以上:1医療機関ごと月1,200円(調剤を除く)	※経過措置としてH31.3までは500円
福岡市	0歳～小学校6年生	なし	0歳～2歳:なし 3歳～就学前:1医療機関ごと月600円(調剤を除く) 小学生以上:1医療機関ごと月1,200円(調剤を除く)	
熊本市	0歳～中学校卒業	なし	0歳～2歳:なし 3歳～5歳:1医療機関ごと月700円(歯科を除く) 5歳～小学校3年生:1医療機関ごと月700円 小学校4年生以上:1医療機関ごと月1,200円	H30.1～ 中学校卒業まで拡大 ※通院の一部負担金の上限額を増額、入院の一部負担金を廃止、調剤の一部負担金を導入



## 2 県内市町村(通院)

平成30年4月現在

都市名	助成対象年齢	所得制限	一部負担金	備考
県補助制度	0歳～小学校就学前	児童手当制度に準拠(旧)	0歳～3歳:なし 4歳以上:1回200円	
川崎市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	0歳～小学校3年生:なし 小学校4年生以上:1回500円(調剤を除く) (市民税所得割が非課税の場合:なし)	
横浜市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	0歳～小学校3年生:なし 小学校4年生以上:1回500円(調剤を除く) (市民税均等割が非課税の場合:なし)	
相模原市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	H30.10～ 小学校6年生→中学校卒業まで拡大予定 中学生以上:一部負担金導入予定
横須賀市	0歳～中学校卒業	なし	なし	H30.4～ 小学校6年生→中学校卒業まで拡大 所得制限を廃止
平塚市	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
鎌倉市	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	H29.10～ 小学校6年生→中学校卒業まで拡大
藤沢市	0歳～小学校6年生	なし	なし	
小田原市	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
茅ヶ崎市	0歳～小学校6年生	0歳～3歳:なし 4歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	0歳～小学校3年生:なし 小学校4年生以上:1回500円(調剤を除く)	H30.4～ 小学校3年生→6年生まで拡大 小学校4～6年生:一部負担金導入
逗子市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
三浦市	0歳～中学校卒業	なし	なし	H30.4～ 中学校1年生→中学校卒業まで拡大
秦野市	0歳～小学校6年生	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
厚木市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
大和市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
伊勢原市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
海老名市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
座間市	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
南足柄市	0歳～小学校6年生 ※	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	H29.10.1～ 小学校4年生→小学校6年生まで拡大 ※保護者が市民税均等割非課税の場合、中 小学校卒業まで対象(H30.7～中学生の通院助 成:準要保護世帯の児童に限り対象)
綾瀬市	0歳～中学校卒業	なし	なし	H29.7～ 小学校6年生→中学校卒業まで拡大
葉山町	0歳～小学校6年生	なし	なし	
寒川町	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	H29.4～ 小学校6年生→中学校卒業まで拡大
大磯町	0歳～小学校6年生	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
二宮町	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
中井町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
大井町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
松田町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
山北町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
開成町	0歳～小学校6年生	0歳～2歳:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
箱根町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
真鶴町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
湯河原町	0歳～小学校6年生	なし	なし	
愛川町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
清川村	0歳～中学校卒業	なし	なし	



# 小児医療費助成制度の医療費助成実施状況(入院)

## 1 指定都市(入院)

平成30年4月現在

都市名	助成対象年齢	所得制限	一部負担金	備考
川崎市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
札幌市	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(新)	0歳～小学校1年生:初診時のみ内科580円、歯科510円 小学校2年生以上:1割負担(限度額あり※)	※1医療機関ごとの限度額は57,600円/月(多数回該当の場合は、44,400円) 住民税非課税の場合は、小学校1年生未満と同じ
仙台市	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	0歳～就学前:なし 小学生以上:1日500円(1回の入院につき10日目まで、11日目以降なし)	
さいたま市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
千葉市	0歳～中学校卒業	なし	1日300円 (市民税所得割が非課税の場合:なし)	
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
新潟市	0歳～高校卒業	なし	1日1,200円	
静岡市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
浜松市	0歳～中学校卒業	なし	1日500円	
名古屋市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
京都市	0歳～中学校卒業	なし	1月1医療機関につき200円	
大阪市	0歳～高校卒業	0歳～小学生6年生:なし 中学生以上:児童手当制度に準拠(新)	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で月2日を限度(1月2,500円を超えたとき償還する)	H29.11～ 中学校卒業→高校卒業まで拡大
堺市	0歳～中学校卒業	なし	1医療機関ごとに1日当たり500円以内で月2日を限度(1月2,500円を超えたとき償還する)	
神戸市	0歳～中学校卒業	なし	なし	H29.7～ 所得制限を廃止
岡山市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
広島市	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	なし	
北九州市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
福岡市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
熊本市	0歳～中学校卒業	なし	なし	H30.1～ 中学校卒業まで拡大 入院の一部負担金を廃止

## 2 県内市町村(入院)

平成30年4月現在

都市名	助成対象年齢	所得制限	一部負担金	備考
県補助制度	0歳～中学校卒業	児童手当制度に準拠(旧)	0歳～3歳:なし 4歳以上:1日100円	
川崎市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
横浜市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
相模原市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
横須賀市	0歳～中学校卒業	なし	なし	H30.4～ 所得制限を廃止
平塚市	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
鎌倉市	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
藤沢市	0歳～中学校卒業	0歳～小学校6年生:なし 中学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
小田原市	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
茅ヶ崎市	0歳～中学校卒業	0歳～3歳:なし 4歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
逗子市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
三浦市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
秦野市	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
厚木市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
大和市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
伊勢原市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
海老名市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
座間市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
南足柄市	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
綾瀬市	0歳～中学校卒業	なし	なし	
葉山町	0歳～中学校卒業	0歳～小学校6年生:なし 中学生以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
寒川町	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
大磯町	0歳～中学校卒業	0歳:なし 1歳以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
二宮町	0歳～中学校卒業	0歳～就学前:なし 小学生以上:児童手当制度に準拠(新)	なし	
中井町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
大井町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
松田町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
山北町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
開成町	0歳～中学校卒業	0歳～2歳:なし 3歳以上:児童手当制度に準拠(旧)	なし	
箱根町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
真鶴町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
湯河原町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
愛川町	0歳～中学校卒業	なし	なし	
清川村	0歳～高校卒業	なし	なし	